

枚方市立禁野小学校

学校いじめ防止基本方針



令和4年4月

目次

第一章 いじめ防止に関する本校の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1. 基本理念	
2. いじめの定義	
3. いじめの防止等のための基本的な考え方	
第二章 未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1. 未然防止に向けた役割	
(1) 学校の役割	
(2) 子どもの役割	
(3) 保護者の役割	
(4) 地域・関係機関の役割	
2. 互いを認め合い、助け合う集団づくり	
(1) いじめについての共通理解	
(2) いじめをしない資質・能力・態度の育成	
(3) いじめが生まれない背景と指導上の注意	
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む	
(5) 子ども自らがいじめについて学び、取り組む	
3. 人権を尊重し、豊かな心を育てる	
(1) 人権教育の充実	
(2) 道徳教育の充実	
4. 具体的方策	
第三章 早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1. 早期発見のための手立て	
2. 具体的方策	
第四章 早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1. いじめ対応の基本的な流れ	
2. いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3. いじめられた子ども又は保護者への支援	
4. いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言	
5. いじめが起きた集団への働きかけ	
6. ネット上のいじめへの対応	
第五章 重大事態の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1. 調査を要する重大事態	
2. 重大事態の報告	
第六章 組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
いじめ防止のための組織	
第七章 具体的な取組計画	
1. いじめ防止対策年間指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2. 取組状況の把握と検証	

第一章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題です。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為なども絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識を育成することになります。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、子どもを一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格のすこやかな発達を支援するという子ども観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となります。

本校では、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定めます。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、『「いじめ」とは子ども等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっています。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

3. いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していくものです。

それには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件であり、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失ってしまい、いじめを発生させる要因となり、子どもが健やかに成長することへの弊害になりかねません。

そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示します。

- 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。

- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、他者に対しては思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければなりません。

第二章 未然防止

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要があります。

特に、子どもが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取組が必要です。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要です。

1. 未然防止に向けた役割

(1) 学校の役割

- ・子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- ・子どもが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもを指導・支援をしていきます。
- ・いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- ・いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- ・校長のリーダーシップのもと、教員一人ひとりの危機意識を高め、いじめや体罰の未然防止に向けた研修や体制の整備に組織的に取り組みます。

(2) 子どもの役割

- ・周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談します。

(3) 保護者の役割

- ・子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- ・学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。

- ・いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

(4) 地域・関係機関の役割

- ・地域は、子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる時には関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- ・子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

2. 互いを認め合い、助け合う集団づくり

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切です。

また、子どもに対しても、児童集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切です。常日頃から、子どもに対しては、いじめとは何か、何をすると人を傷つけることになるのか等、発達段階に応じて授業や学級活動を通して指導していきます。

(2) いじめをしない資質・能力・態度の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、子どもの社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、子どもが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていきます。

(3) いじめを生まない背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められます。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切です。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている子どもや、周りで見ていたり、はやし立てたりしている子どもを容認するものにほかならず、いじめられている子どもを孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、子どもに対する指導に当たる必要があります。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての子どもが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、子どもが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての子どもに提供し、子どもの自己有用感が高められるよう努めます。また、兄弟学級などの異学年交流の取組を通じて、「お世話される体験」と成長した後に「お世話する体験」の両方を経験することで、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲を培うように努めます。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫します。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けます。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小中連携、小小連携などで適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで子どもを見守ることができるだけでなく、子ども自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができると考えられます。

(5) 子ども自らがいじめについて学び、取り組む

子ども自らがいじめの問題について学び、そうした問題を子ども自身が主体的に考え、子ども自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（学級での班ノート・学級日誌、児童会での意見箱の設置など）します。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「自分には関係がない」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばせます。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学びます。

しかし、いじめ撲滅のために熱心さのあまり学級担任や児童会担当の教職員主導で推進し、子どもが「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部児童会役員等が行う活動になることなどに注意し、学級担任や児童会担当教職員は、全児童がいじめ問題の取組の意義を理解し主体的に参加できる活動になるように支援していきます。

3. 人権を尊重し、豊かな心を育てる

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。そのため、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていきます。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業は重要です。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切です。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の子どもの実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱っていきます。

4. 具体的方策

- (1) 教職員はいじめのない学級作りに取り組みます。
- (2) 児童会が中心となって、あいさつ運動等、明るい学校づくりに取り組みます。
- (3) 学年交流や支援学級交流等で、コミュニケーションの輪を広め、深めます。
- (4) 「道徳」の時間を中心に道徳教育を充実させ、子どもたちが主体となっていじめのない人間関係を形成できるよう指導・支援していきます。
- (5) 不易の現象及び社会情勢の変化にともなう現象に迅速に対応するため、外部講師を招聘しての校内研修の実施や、枚方市生徒指導マニュアル（いじめ未然防止編・体罰防止編）等の活用により教職員の意識の向上を図り、全教職員でいじめのない学校づくりに取り組みます。
- (6) 校内美化や花いっぱいに努め、児童が気持ちよく学習できる環境を整えます。
- (7) 保護者は、生活の中で、子どもの豊かな心を育みます。
- (8) 保護者は、日頃から子どもの話を良く聞き、ささいな変化を見逃しません。
- (9) 地域は、見守り活動や行事等において、子どもたちの豊かな心を育みます。

第三章 早期発見

いじめの特性として、いじめにあっている子どもがいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多いです。また、いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいます。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、学校は日頃から家庭訪問等を通じて保護者を含め、子どもたちと家庭との信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

1. 早期発見のための手立て

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは学期に一回実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくります。また、保護者との日々の連絡や懇談などを通して、家庭と連携して子どもを見守り、健やかな成長を支援していくことも有効です。

定期的な教育相談としては、子ども及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制に整備するとともに、子どもや保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室やハートホットルームの利用、電話相談窓口について広く周知します。なお、教育相談等で得た子どもの個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱います。日常の観察として、休み時間や放課後の会話の中などでの子どもの間で日常行われている日記等を活用して、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活

用します。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有します。

- (2) 子ども、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、子どもや保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検します。
- (3) 学校だよりや学年だより、個人懇談、ブログ等を活用して、保健室や心の教育相談室などの相談体制を広く周知する。学期末に行われる人権全体会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検します。
- (4) 教育相談等で得た子どもの個人情報については、その対外的な取扱いについて、目的外に利用しないことや、安全に管理を行うなど、適切な取扱いを図っていきます。

2. 具体的方策

- (1) 児童は、周囲にいじめがあると思われるときは声をかけたり、教職員に伝えたりします。
- (2) 教職員は、日々の学校生活において子どもの様子を観察するとともに、個別の教育相談等を行い状況を把握します。
- (3) 毎学期1回以上、「学校生活アンケート」を実施し、早期発見・早期対応につなげます。
- (4) 保護者・地域は、悩みを聞いたり、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関に相談します。

第四章 早期対応

1. いじめ対応の基本的な流れ

いじめにあった子どものケアが最も重要であるのは当然ですが、いじめ行為に及んだ子どもの原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことです。近年の事象を見ると、いじめた子ども自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導を行います。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考えます。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わります。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するよう配慮します。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有します。その後は、当該組織が

中心となって、速やかに関係子どもから事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、保護者や必要であれば関係機関と連携して迅速に対応します。

3. いじめられた子ども又はその保護者への支援

いじめた子どもの別室指導や出席停止などにより、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくる場合もあります。その際、いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応します。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行います。

4. いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行います。いじめに関わったとされる子どもからの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をします。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (3) いじめた子どもへの指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該の子どもへの安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした子どもに対しても、自分の問題として捉えさせることが大切です。

そのため、まず、いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげます。また、同調していたりはやし立てたりしていた子どもや、見て見ぬふりをしていた子どもに対しても、そうした行為がいじめを受けている子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにします。

そのような子どもは、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを日頃から子どもたちに徹底して伝えることが重要です。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図ります。全ての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって子ども一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、子どもが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生

活を安心してすごせるよう努めます。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった子どもの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの子どもへの対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、子どものエンパワメントを図ります。その際、スクールカウンセラーとも連携します。

運動会や校外学習等は子どもが、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、子どもが、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援を行っていきます。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係の子どもからの聞き取り等の調査、子どもが被害にあった場合のケア等必要な措置を講じます。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった子どもの意向を尊重するとともに、当該の子ども・保護者の精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、保護者に依頼します。また、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応するよう助言します。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識を身につけさせます。

第五章 重大事態の対応

1. 調査を要する重大事態

いじめ防止対策推進法 第28条 第1項 第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもたちが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としているが、日数だけではなく、子どもたちの状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

2. 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断します。

(1) 学校を調査主体とした場合

市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たります。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められます。

いじめ防止対策推進法 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられます。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要です。

これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施します。

③ いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供します。関係者の個人情報に十分配慮します。得られたアンケートは、いじめられた子どもや保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要です。

④ 調査結果を市教育委員会に報告

いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会の指示の元、適切な対応に努めます。

(2) 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会の指示のもと、資料の提出、調査などを実施し、問題解決に協力して取り組みます。

第六章 組織体制

いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

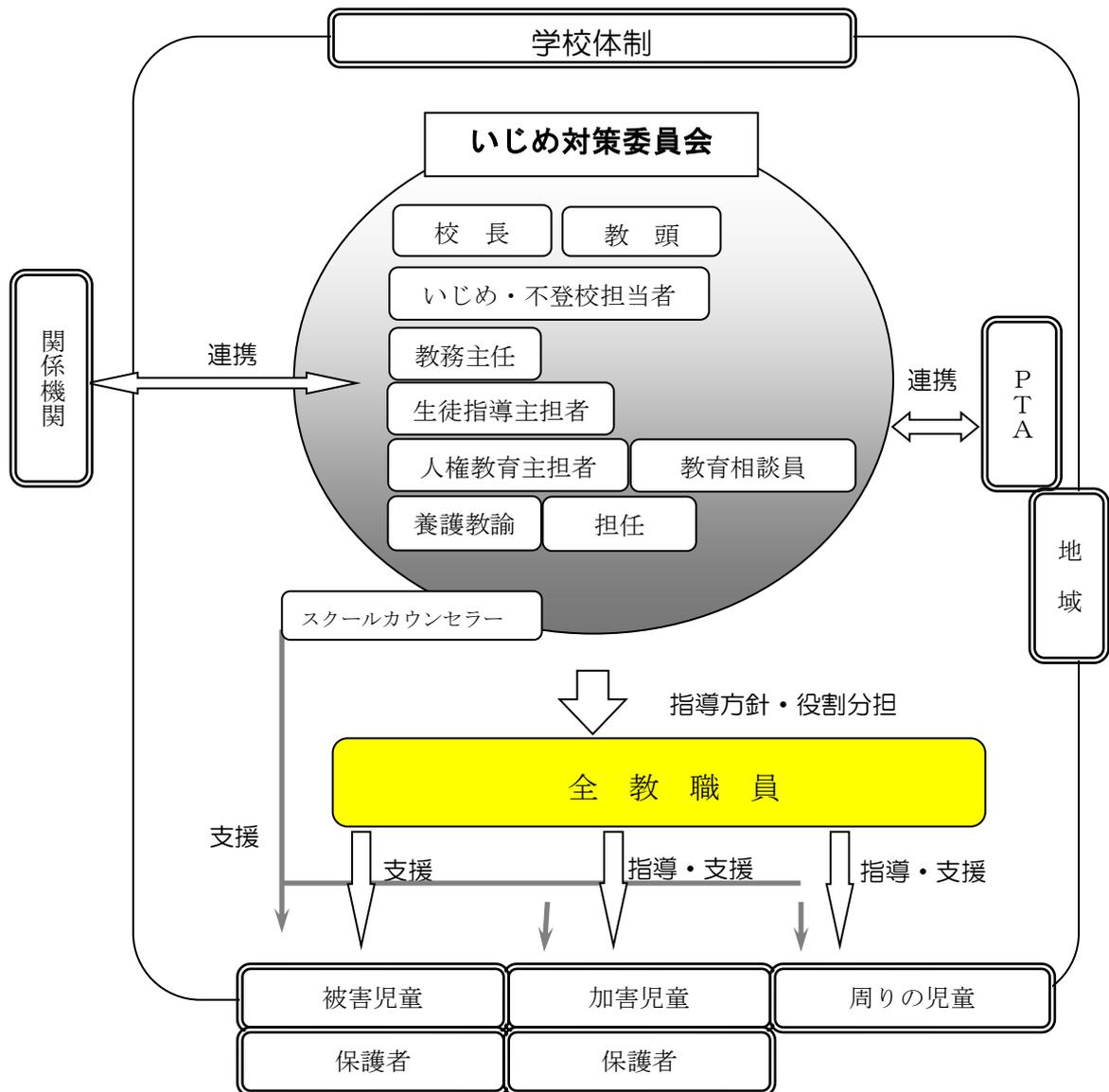
(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、いじめ・不登校担当者、生徒指導主担者、人権教育担当者、養護教諭、(教育相談員)、担任

(3) 役割

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 学校いじめ防止基本方針の策定 | ⑤年間計画の企画と実施 |
| ② いじめの未然防止 | ⑥年間計画進捗のチェック |
| ③ いじめの対応 | ⑦各取組の有効性の検証 |
| ④ 教職員の資質向上のための校内研修 | ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し |

(4) 体制図



第七章 具体的な取組計画

1. いじめ防止対策年間指導計画

	教職員の取組	児童の活動	保護者・地域への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の検討 ・いじめ、体罰等に関する研修 ・児童進級に伴う引継ぎ ・授業参観・学級懇談会 ・家庭訪問 ・支援学級懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・1年生対面式 ・学級開き、 学級ルール作り ・地区児童会 	<ul style="list-style-type: none"> ・付き添い集団下校 ・「ストップいじめ」配付 ・地域、見守り隊挨拶 ・学校便りの配付
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携企画委員会 ・人権全体会 ・オープンスクール ・支援学級授業参観・懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習 ・2年校区探検 ・5年スポーツテスト ・児童集会 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA学年行事 ・学校便りの配付 ・地域会合
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート集計・検討 ・小中連携部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・5年宿泊学習 ・児童集会 ・クラブ活動 ・非行防止教室（6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA学年行事 ・学校便りの配付 ・中学校地域教育協議会 ・校区パトロール
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携企画委員会 ・個人懇談会 ・小中連携合同研修 ・小中連携合同部会 ・小中連携教科部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童集会 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA学年行事 ・学校便りの配付 ・校区夏祭り ・校区パトロール
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携合同研修 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校便りの配付 ・校区パトロール
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・小中連携企画委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会招待
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・校外学習 ・6年修学旅行 ・児童集会 ・クラブ活動 ・非行防止教室（5年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便りの配付 ・校区体育祭

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携企画委員会 ・小中連携研究授業 ・授業参観 ・いじめアンケート集計・検討 ・支援学級授業参観・懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ見学会 ・児童集会 ・児童会祭り ・いじめアンケート ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便りの配付 ・学校で遊ぼう ・地域防災訓練
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・人権全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童集会 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便りの配付 ・校区パトロール
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携企画委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童集会 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便りの配付
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観・学級懇談会 ・いじめアンケート集計・検討 ・支援学級授業参観・懇談会 ・小中連携部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・児童集会 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便りの配付 ・学習発表会 ・幼保交流
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・お別れ会 ・卒業式 ・児童集会 ・見守り隊お礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式招待 ・学校便りの配付

2. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は6月、11月、2月の年3回いじめアンケートを行い、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいったケース・いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行います。

枚方市子どもの笑顔を守るコール（いじめ専用ホットライン）

児童・生徒に関するいじめの相談

072-809-7867 Fax072-851-2187

月～金の9時～17時（祝日・年末年始を除く）

枚方市子どもの育ち見守りセンター

子育て、親子関係友人関係のことなど、18歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3221 月～金の9時～17時30分

（祝日・年末年始を除く）

大阪府中央子ども家庭センター

子どもや家庭についての相談 072-828-0161

月～金の9時～17時45分（祝日・年末年始を除く）